

鈴 総 第 3 4 0 号

令和元年9月4日

鈴鹿市議会議長 森 喜代造 様

鈴鹿市長 末 松 則 子

議案の訂正について

令和元年9月定例議会に提出いたしました議案について、下記のとおり訂正します。

記

1 議案

議案第72号 鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

2 訂正理由

令和元年5月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）に誤りがあったため。

3 訂正内容

訂正箇所	訂 正 後	訂 正 前
4 ページ 26行目～ 29行目	を含む。以下この項において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に	を含む」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう」に改め、「この項」の次に「、第19条及び第36条第3項」を加え
6 ページ 6行目	教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）	除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む
6 ページ 20行目	教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）	を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く

9 ページ 1 8 行目～ 2 1 行目	の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において	に規定する施設型給付費をいう。以下この項，第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において同じ。）
1 0 ページ 4 行目～ 6 行目	), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ	次条第3項において同じ。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む
1 1 ページ 6 行目～ 7 行目	特定満3歳以上保育認定子ども	特定満3歳未満保育認定子ども
1 1 ページ 1 1 行目	満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）	満3歳以上保育認定子ども